

土木管理課

議案第2号 港区道路占用料等徴収条例及び港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例の一部改正について

資料一覧

資料名	ページ
I 港区道路占用料の改定について	1 ～ 3
II 平成31年度、平成32年度道路占用料積算資料	4 ～ 6
III 道路占用料改定による歳入増収見込み額総括表	7
IV 第二種電柱の指標別積算額の推移	8
V 港区道路占用料推移（抜粋）	9
VI 港区固定資産税評価額	10
港区道路占用料等徴収条例新旧対照表（資料No. 2－2）	別添
激変緩和率及び上限率の考え方について（資料No. 2－3）	別添

I 港区道路占用料の改定について

1 改定内容

平成30年1月1日付けの港区平均の固定資産税評価額は平均で約24.1%の上昇となりました。

固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料について平均27%引上げ、平成31年4月1日付けで施行します。

改定に際しては、平成30年1月1日付けの港区平均の固定資産税評価額を算定基礎として占用料を算定します。占用料額と積算額との間に乖離が大きい物件については、激変緩和措置を継続します。

また、新たに占用料額が著しく増額となる場合における経過措置を設け、必要な場合は今後も継続して実施することとします。

2 改定の基本

道路占用料の算定にあたっては、行政財産の使用許可と同様の考え方に立って積算額を算出しています。

改定の考え方としては、占用料は受益者負担であることから、港区の土地価格に見合ったものとするものであり、積算額での占用料の徴収を目標としています。

(1) 継続する措置

今回の改定においても区の固定資産税評価額から積算した占用料に到達しない物件については、30%を上限とする激変緩和措置を継続します。

(2) 新たな措置

評価替えとなった固定資産税評価額を基に積算した占用料額が現行の占用料額に1.2倍して求めた額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、当該調整占用料額を区の占用料とする経過措置を実施するとともに、固定資産税評価額を基にした本来の占用料額に至るまでの期間、上限率を20%とする占用料額の改定を毎年度実施することとします。

3 占用料算定方法

(1) 算定式

占用料の額（円／年）＝固定資産税評価額（円／㎡）×使用料率（％／月）×占用面積（㎡）（×修正率（％））

(2) 使用料率について

港区の行政財産使用料率＝0.03（月あたり0.0025、年間では $0.0025 \times 12 = 0.03$ ）を使用

ア 定額物件… 占用件数が膨大なもの（電柱・ガス管等）

使用料率を 0.03（区の行政財産使用料率）とします。

イ 定率物件… 占用件数が限られているもの（高架下の駐車場等）

使用料率を 0.021（区の行政財産使用料率から算出）とします。

(3) 修正率

従来どおり、上空の占用物件の修正率を5/10、地下の占用物件の修正率を3/10としています。

(4) 改定額の算出方法

① 平成31年4月1日付け改定

占用物件ごとに、下記のア、イの方式のいずれかの額を採用します。

ア 区の固定資産税評価額から積算した占用料額に到達していない物件。

激変緩和措置として「現行条例額に1.3を掛けた額」

イ 区の固定資産税評価額から積算した占用料額に到達している物件。

下記の（ア）、（イ）の方式で算出した額のうち、いずれか低い額を採用します。

（ア）平成30年1月1日付けの「港区総地目平均固定資産税評価額×使用料率(0.03)×占用面積×修正率」で求めた積算額。

（イ）調整占用料額として「現行条例額に1.2を掛けた額」。

② 平成32年4月1日付け改定

前記①、イを採用した占用物件で、下記のア、イの方式で算出した額のうち、いずれか低い額を採用します。

ア 平成30年1月1日付けの「港区総地目平均固定資産税評価額×使用料率(0.03)×占用面積×修正率」で求めた積算額。

イ 調整占用料額として「平成31年度条例額に1.2を掛けた額」。

※ 1 平成32年4月1日付け改定で、上記②の全ての物件が積算額に到達することになるため、平成33年4月1日付けの改定は行いません。

※ 2 物件の中には下記例のとおり、その特殊性から、積算地目を個別に設定しているものがあります。

（例）第五号物件「上空又は地下に設ける通路」

定率物件と利用形態が類似しており、地区特性が強いため、従来から港区商業地平均固定資産税評価額を基礎として算出します。

(5) 端数処理

- ア 単価が2桁の場合は、円未満を切り捨てます。
- イ 単価が3桁又は4桁の場合は、10円未満を切り捨てます。
- ウ 単価が5桁以上の場合は、100円未満を切り捨てます。

Ⅱ 平成31年度・平成32年度道路占用料積算資料

区分	占 用 物 件	単位	占 用 料 金 等								地目	面 積 (㎡)	積 算 内 訳	
			現行条例額 (X)	積算額	激変緩和額 (現行条例額 × 1.3)	調整占用料額 (現行条例額 × 1.2)	調整占用料額 (現行条例額 × 1.2 × 1.2)	平成31年度改定案		平成32年度改定案				
								金額	適用単価	金額 (Y)				適用単価
道路法第三十二 条第一項第一 号に掲げる 工作物	第 一 種 電 柱	1本 1年	19,100	23,830	—	22,920	27,504	22,900	調整 占用料額	23,800	積算額	平均	0.56	1418500 × 0.03 × 0.56=23830
	第 二 種 電 柱		29,400	36,597	—	35,280	42,336	35,200	調整 占用料額	36,500	積算額	平均	0.86	1418500 × 0.03 × 0.86=36597
	第 三 種 電 柱		39,700	49,363	—	47,640	57,168	47,600	調整 占用料額	49,300	積算額	平均	1.16	1418500 × 0.03 × 1.16=49363
	第 一 種 電 話 柱		13,500	21,277	17,550	—	—	17,500	激変緩和額	17,500	激変緩和額	平均	0.50	1418500 × 0.03 × 0.5=21277
	第 二 種 電 話 柱		21,700	34,044	28,210	—	—	28,200	激変緩和額	28,200	激変緩和額	平均	0.80	1418500 × 0.03 × 0.8=34044
	第 三 種 電 話 柱		29,500	46,810	38,350	—	—	38,300	激変緩和額	38,300	激変緩和額	平均	1.10	1418500 × 0.03 × 1.1=46810
	そ の 他 の 柱 類		1,710	2,127	—	2,052	2,462	2,050	調整 占用料額	2,120	積算額	平均	0.05	1418500 × 0.03 × 0.05=2127
	共架電線その他上空に設ける線類	1m 1年	170	212	—	204	244	200	調整 占用料額	210	積算額	平均	0.01	1418500 × 0.03 × 0.01 × 5/10=212
	地下に設ける電線その他の線類		100	127	—	120	144	120	調整 占用料額	120	積算額	平均	0.01	1418500 × 0.03 × 0.01 × 3/10=127
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1個 1年	16,700	20,851	—	20,040	24,048	20,000	調整 占用料額	20,800	積算額	平均	0.49	1418500 × 0.03 × 0.49=20851
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	1㎡ 1年	10,200	12,766	—	12,240	14,688	12,200	調整 占用料額	12,700	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1 × 3/10=12766
	変 圧 塔 そ の 他 こ れ に 類 するもの及び公衆電話所	1個 1年	34,200	42,555	—	41,040	49,248	41,000	調整 占用料額	42,500	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1=42555
	広 告 塔	1㎡ 1年	63,300	80,721	—	75,960	91,152	75,900	調整 占用料額	80,700	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1=80721
	そ の 他 の も の	1㎡ 1年	33,600	42,555	—	40,320	48,384	40,300	調整 占用料額	42,500	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1=42555
法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件	外 径 が 0 . 0 7 m 未 満 の も の	1m 1年	710	893	—	852	1,022	850	調整 占用料額	890	積算額	平均	0.07	1418500 × 0.03 × 0.07 × 3/10=893
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		1,020	1,276	—	1,224	1,468	1,220	調整 占用料額	1,270	積算額	平均	0.10	1418500 × 0.03 × 0.1 × 3/10=1276
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		1,540	1,914	—	1,848	2,217	1,840	調整 占用料額	1,910	積算額	平均	0.15	1418500 × 0.03 × 0.15 × 3/10=1914
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		2,050	2,553	—	2,460	2,952	2,460	調整 占用料額	2,550	積算額	平均	0.20	1418500 × 0.03 × 0.2 × 3/10=2553
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		3,080	3,829	—	3,696	4,435	3,690	調整 占用料額	3,820	積算額	平均	0.30	1418500 × 0.03 × 0.3 × 3/10=3829
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		4,110	5,106	—	4,932	5,918	4,930	調整 占用料額	5,100	積算額	平均	0.40	1418500 × 0.03 × 0.4 × 3/10=5106
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		7,190	8,936	—	8,628	10,353	8,620	調整 占用料額	8,930	積算額	平均	0.70	1418500 × 0.03 × 0.7 × 3/10=8936
	外 径 が 0 . 7 m 以 上 1 m 未 満 の も の		10,200	12,766	—	12,240	14,688	12,200	調整 占用料額	12,700	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1 × 3/10=12766
	外 径 が 1 m 以 上 の も の		20,500	25,533	—	24,600	29,520	24,600	調整 占用料額	25,500	積算額	平均	2.00	1418500 × 0.03 × 2 × 3/10=25533

1 平均＝固定資産税評価額(港区総地目平均) 1,418,540円 1,418,500円

2 使用料率 0.0025 × 12ヵ月＝0.03 3.0%

3 修正率 地下の場合3/10を乗じ、地上の場合5/10を乗じる。

4 商業＝港区商業地の平均固定資産税評価額 2,690,720円

5 宅地＝港区住宅地の平均固定資産税評価額 898,180円

区分	占 用 物 件		単位	占 用 料 金 等								地目	面 積 (㎡)	積 算 内 訳	
				現行条例額 (X)	積算額	激変緩和額 (現行条例額 × 1.3)	調整占用料額 (現行条例額 × 1.2)	調整占用料額 (現行条例額 × 1.2 × 1.2)	平成31年度改定案		平成32年度改定案				
									金額	適用単価	金額 (Y)				適用単価
法第三十二条第一項 第三号に掲げる施設			1㎡ 1年	25,700	42,555	33,410	－	－	33,400	激変緩和額	33,400	激変緩和額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1=42555
法第三十二条第一項 第四号に掲げる施設			1㎡ 1年	17,100	21,277	－	20,520	24,624	20,500	調整 占用料額	21,200	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1 × 5/10=21277
法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1㎡ 1年	A × 0. 003					A × 0. 003				※Aは、近傍類似の土地の時価を表 すものとします。		
		階数が2のもの		A × 0. 005					A × 0. 005						
		階数が3以上の もの		A × 0. 006					A × 0. 006						
	上 空 に 設 け る 通 路		1㎡ 1年	31,600	40,360	－	37,920	45,504	37,900	調整 占用料額	40,300	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1 × 5/10=40360
	地 下 に 設 け る 通 路			18,900	24,216	－	22,680	27,216	22,600	調整 占用料額	24,200	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1 × 3/10=24216
	そ の 他 の も の			22,600	26,943	－	27,120	32,544	26,900	積算額	26,900	積算額	宅地	1.00	898100 × 0.03 × 1=26943
法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設 けるもの		1㎡ 1日	630	807	－	756	907	750	調整 占用料額	800	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1 × 0.1 × 0.1=807
	商品置場その他これに類するもの		1㎡ 1年	63,300	80,721	－	75,960	91,152	75,900	調整 占用料額	80,700	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1=80721
道路法施行令 (昭和二十七年 政令第四百七 十九号。以下 「令」という。) 第七条第一号 に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く)		1㎡ 1年	63,300	80,721	－	75,960	91,152	75,900	調整 占用料額	80,700	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1=80721
	標 識		1本 1年	27,400	34,044	－	32,880	39,456	32,800	調整 占用料額	34,000	積算額	平均	0.80	1418500 × 0.03 × 0.8=34044
	旗 ざ お 及 び 幕	祭礼、縁日等 に 際 し、 一時的に設け るもの	1㎡又は1本 1日	630	807	－	756	907	750	調整 占用料額	800	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1 × 0.1 × 0.1=807
		その他のもの	1㎡又は1本 1年	63,300	80,721	－	75,960	91,152	75,900	調整 占用料額	80,700	積算額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1=80721
	アーチ式工作物	車道を横断す るもの	1基 1年	633,000	807,210	－	759,600	911,520	759,600	調整 占用料額	807,200	積算額	商業	10.00	2690700 × 0.03 × 10=807210
		その他のもの		316,500	403,605	－	379,800	455,760	379,800	調整 占用料額	403,600	積算額	商業	5.00	2690700 × 0.03 × 5=403605
令第七条第二号に掲げる工作物			1㎡ 1年	34,200	42,555	－	41,040	49,248	41,000	調整 占用料額	42,500	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1=42555
令第七条第三号に掲げる施設			1㎡ 1年	A × 0. 021					A × 0. 021				※Aは、近傍類似の土地の時価を表 すものとします。		

区分	占 用 物 件	単位	占 用 料 金 等									地目	面 積 (㎡)	積 算 内 訳
			現行条例額 (X)	積算額	激変緩和額 (現行条例額 × 1.3)	調整占用料額 (現行条例額 × 1.2)	調整占用料額 (現行条例額 × 1.2 × 1.2)	平成31年度改定案		平成32年度改定案				
								金額	適用単価	金額 (Y)	適用単価			
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設 及び 工事用材料置場	1㎡ 1年	52,600	80,721	68,380	－	－	68,300	激変緩和額	68,300	激変緩和額	商業	1.00	2690700 × 0.03 × 1=80721
	危 険 防 止 施 設		15,900		20,670	－	－	20,600	激変緩和額	20,600	激変緩和額			
	詰 所		63,300		－	75,960	91,152	75,900	調整 占用料額	80,700	積算額			
令 第 七 条 第 六 号 に 掲 げ る 仮 設 建 築 物 及 び 同 条 第 七 号 に 掲 げ る 仮 設 収 容 施 設			33,600	42,555	－	40,320	48,384	40,300	調整 占用料額	42,500	積算額	平均	1.00	1418500 × 0.03 × 1=42555
令第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1㎡ 1年	A × 0.009					A × 0. 009		※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとします。				
	その他のもの		A × 0.021					A × 0. 021						
令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建 築 物	1㎡ 1年	A × 0. 009					A × 0. 009		※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとします。				
	その他のもの		A × 0. 006					A × 0. 006						
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1㎡ 1年	A × 0. 009					A × 0. 009		※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとします。				
	その他のもの		A × 0. 021					A × 0. 021						
令 第 七 条 第 十 二 号 に 掲 げ る 器 具			1㎡ 1年	A × 0. 021					A × 0. 021		※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとします。			
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	1㎡ 1年	A × 0. 009					A × 0. 009		※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとします。				
	その他のもの		A × 0. 021					A × 0. 021						

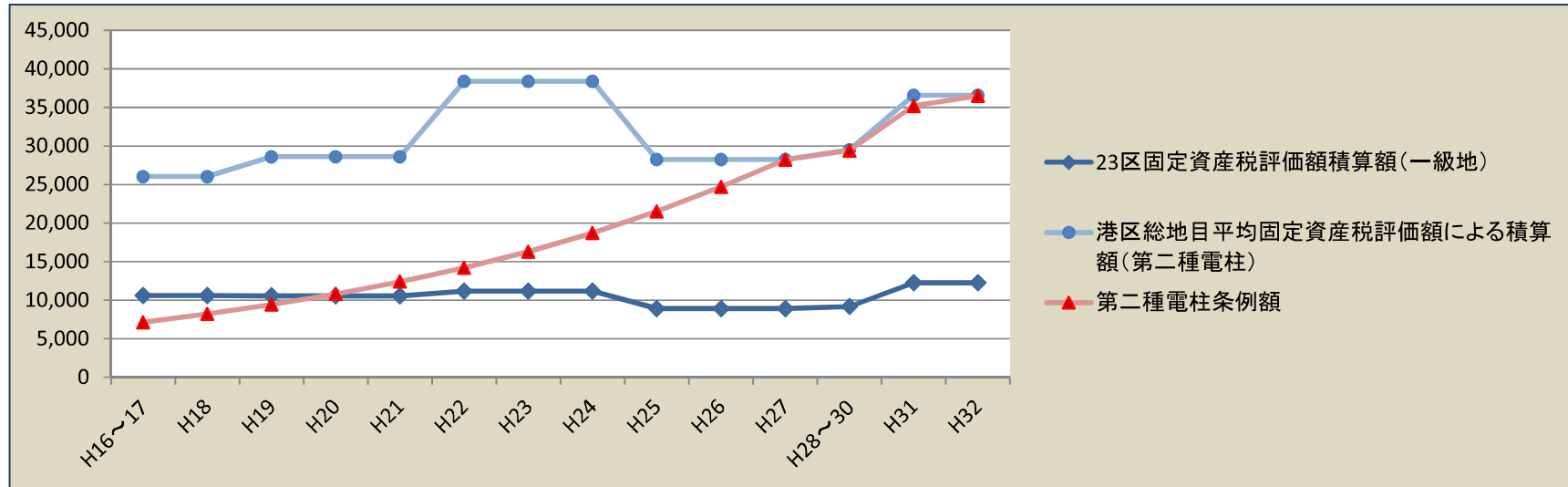
※ 道路占用料平均27%の引上げについて

$$\begin{aligned}
 & \text{(改定案金額(Y)の合計} \div \text{占用物件項目数)} \div \text{(現行条例額(X)の合計} \div \text{占用物件項目数)} \\
 & = (2,347,090\text{円} \div 41\text{物件}) \div (1,846,840 \div 41\text{物件}) = 1.2709 \Rightarrow 27.09\% \approx 27\%
 \end{aligned}$$

Ⅲ 道路占用料改定による歳入増収見込み額総括表

	平成30年度占用料徴収 見込み額（千円）	平成31年度改定による占用料徴収 見込み額（千円）		平成32年度改定による占用料徴収 見込み額（千円）	
		占用料額		占用料額	
企業占用分	5,140,018	占用料額	6,220,182	占用料額	6,389,655
		平成30年度比増加額	1,080,164	平成30年度比増加額	1,249,637
		平成30年度比増加率	21.01%	平成30年度比増加率	24.31%
一般占用分	521,979	占用料額	677,645	占用料額	684,421
		平成30年度比増加額	155,666	平成30年度比増加額	162,442
		平成30年度比増加率	29.82%	平成30年度比増加率	31.12%
合 計	5,661,997	占用料額	6,897,827	占用料額	7,074,076
		平成30年度比増加額	1,235,830	平成30年度比増加額	1,412,079
		平成30年度比増加率	21.83%	平成30年度比増加率	24.94%

Ⅳ 第二種電柱の指標別積算額の推移



	H16～17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～30	H31	H32
23区固定資産税評価額(一級地)による積算額(第二種電柱)	10,610	10,610	10,547	10,547	10,547	11,171	11,171	11,171	8,913	8,913	8,913	9,175	12,254	12,254
港区総地目平均固定資産税評価額による積算額(第二種電柱)	26,036	26,036	28,610	28,610	28,610	38,392	38,392	38,392	28,243	28,243	28,243	29,484	36,597	36,597
第二種電柱条例額	7,140	8,210	9,440	10,800	12,400	14,200	16,300	18,700	21,500	24,700	28,200	29,400	35,200	36,500

V 港区道路占用料推移(抜粋)

区分	占 用 種 別	単位	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成31年度	平成32年度		
道 路 法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物	第 一 種 電 柱	1本	1年	5,250	6,030	6,930	7,960	9,150	10,500	12,000	13,800	15,800	18,100	19,100	22,900	23,800		
	第 二 種 電 柱			8,210	9,440	10,800	12,400	14,200	16,300	18,700	21,500	24,700	28,200	29,400	35,200	36,500		
	第 三 種 電 柱			11,100	12,700	14,600	16,700	19,200	22,000	25,300	29,000	33,300	38,000	39,700	47,600	49,300		
	第 一 種 電 話 柱			2,990	3,430	3,940	4,530	5,200	5,980	6,870	7,900	9,080	10,400	13,500	17,500	17,500		
	第 二 種 電 話 柱			4,830	5,550	6,380	7,330	8,420	9,680	11,100	12,700	14,600	16,700	21,700	28,200	28,200		
	第 三 種 電 話 柱			6,650	7,640	8,780	10,000	11,500	13,200	15,100	17,300	19,800	22,700	29,500	38,300	38,300		
	そ の 他 の 柱 類			410	470	540	620	710	810	930	1,060	1,210	1,390	1,710	2,050	2,120		
	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	55	63	72	82	94	100	110	120	130	140	170	200	210		
	地下に設ける電線その他の線類	27		31	35	40	46	52	59	67	77	88	100	120	120			
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1個	1年	4,140	4,760	5,470	6,290	7,230	8,310	9,550	10,900	12,500	14,300	16,700	20,000	20,800		
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	1㎡	1年	2,760	3,170	3,640	4,180	4,800	5,520	6,340	7,290	8,380	9,630	10,200	12,200	12,700		
	変 圧 器 そ の 他 こ れ に 類 す る も の	1個	1年	8,550	9,830	11,300	12,900	14,800	17,000	19,500	22,400	25,700	29,500	34,200	41,000	42,500		
広 告 塔	1㎡	1年	40,900	47,000	48,200	48,200	55,400	63,700	73,200	60,900	60,900	60,900	63,300	75,900	80,700			
そ の 他 の も の	1㎡	1年	7,540	8,670	9,970	11,400	13,100	15,000	17,200	19,700	22,600	25,900	33,600	40,300	42,500			
法 第 三 十 二 条 第 三 号 に 掲 げ る 物 件	外 径 が 0 . 0 7 m 未 満 の も の	1m	1年	270	310	350	280	320	360	410	470	540	620	710	850	890		
	外 径 が 0 . 0 7 m 以 上 0 . 1 m 未 満 の も の						400	460	520	590	670	770	880	1,020	1,220	1,270		
	外 径 が 0 . 1 m 以 上 0 . 1 5 m 未 満 の も の			410	470	540	620	710	810	930	1,060	1,210	1,390	1,540	1,840	1,910		
	外 径 が 0 . 1 5 以 上 0 . 2 m 未 満 の も の			550	630	720	820	940	1,080	1,240	1,420	1,630	1,870	2,050	2,460	2,550		
	外 径 が 0 . 2 m 以 上 0 . 3 m 未 満 の も の			1,120	1,280	1,470	1,260	1,440	1,650	1,890	2,170	2,490	2,860	3,080	3,690	3,820		
	外 径 が 0 . 3 m 以 上 0 . 4 m 未 満 の も の						1,690	1,940	2,230	2,560	2,940	3,380	3,880	4,110	4,930	5,100		
	外 径 が 0 . 4 m 以 上 0 . 7 m 未 満 の も の			2,760	3,170	3,640	2,930	3,360	3,860	4,430	5,090	5,850	6,720	7,190	8,620	8,930		
	外 径 が 0 . 4 m 以 上 1 m 未 満 の も の						4,180	4,800	5,520	6,340	7,290	8,380	9,630	10,200	12,200	12,700		
	外 径 が 1 m 以 上 の も の			5,520	6,340	7,290	8,380	9,630	11,000	12,600	14,400	16,500	18,900	20,500	24,600	25,500		
法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 三 号 に 掲 げ る 施 設				1㎡	1年	5,790	6,650	7,640	8,780	10,000	11,500	13,200	15,100	17,300	19,800	25,700	33,400	
法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 施 設				1㎡	1年	7,540	8,670	9,970	11,400	13,100	15,000	17,200	16,400	16,400	16,400	17,100	20,500	21,200
法第三十二条第一項	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			1㎡	1日	280	320	360	410	470	540	620	600	600	600	630	750	800
第六号に掲げる施設	商品置場その他これに類するもの			1㎡	1年	40,900	47,000	48,200	48,200	55,400	63,700	73,200	60,900	60,900	63,300	75,900	80,700	
施行令第七条第一号	看板(アーチ式であるものを除く)			1㎡	1年	40,900	47,000	48,200	48,200	55,400	63,700	73,200	60,900	60,900	63,300	75,900	80,700	
条 施 行 令 第 一 号 七	標 識			1本	1年	6,900	7,930	9,110	10,400	11,900	13,600	15,600	17,900	20,500	23,500	27,400	32,800	34,000
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1㎡	1日	280	320	360	410	470	540	620	600	600	600	630	750	800	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基	1年	40,900	47,000	48,200	48,200	55,400	63,700	73,200	60,900	60,900	60,900	63,300	75,900	80,700	
		その他のもの			410,800	472,400	482,600	482,600	554,900	638,100	733,800	609,200	609,200	609,200	623,000	759,600	807,200	
び 第 令 第 三 号 七 号 及 条	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			1㎡	1年	11,700	13,400	15,400	17,700	20,300	23,300	26,700	30,700	35,300	40,500	48,300	51,300	
	危険防止施設	3,530	4,050			4,650	5,340	6,140	7,060	8,110	9,320	10,700	12,300	15,900	20,600	20,600		
	詰 所 ⁷⁾	27,200	31,200			35,800	41,100	47,200	54,200	62,300	60,900	60,900	60,900	63,300	75,900	80,700		
(参考) 港区総地目平均固定資産税評価額				1㎡あたり	774,954			851,598			1,488,164			1,094,700			1,142,829	1,418,540

VI 港区固定資産税評価額

(固定資産税評価額の推移／㎡)

区 分			平均単価 (㎡)		増減率
			平成 27 年	平成 30 年	対平成 27 年比
固定資産税評価額	商業地	港 区	2,110,326 円	2,690,728 円	27.50%増
	宅 地	港 区	755,546 円	898,180 円	18.88%増
	港区総地目平均		1,142,829 円	1,418,540 円	24.13%増